

和太鼓作曲第一人者 藤田正典先生追悼演奏会

旧黒羽町出身で、黒羽太鼓や与一太鼓の育成に尽力した和太鼓作曲の第一人者、藤田正典先生を追悼する演奏会を開催します。

- 日時 5月23日(日)午後1時30分開演
- 場所 大田原市ピアートホール
- 出演 黒羽太鼓・与一太鼓(以上大田原市)、戊辰太鼓(日光市)、流響塩原太鼓(那須塩原市)、喜連川公方太鼓(とくろ市)
- 入場料 無料
- 主催 藤田正典先生追悼演奏会実行委員会代表 黒羽太鼓 大平弘之
- 問い合わせ 文化振興課文化振興係
TEL (23) 8718

税

軽自動車税減免のお知らせ

身体が不自由であったり、心身の発達や精神に障害があったりするため使用される軽自動車については、一定の要件のもとに軽自動車税が減免されます。

- 対象となる車両
 - ・障害者が所有し、障害者本人が運転する車
 - ・障害者または障害者と生計を一にする方もしくは常時介護をする方が所有し、生計を一にする方もしくは常時介護をする方が運転する車
- 減免の対象となる障害の範囲
 - ・身体障害者手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する方
 - ・戦傷病者手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する方
 - ・療育手帳の交付を受けていて、障害の範囲が「A」「A1」「A2」の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が「1級」の方
- 申請に必要なもの
 - ・手帳(身体障害者手帳・療育手帳など)
 - ・運転する方の運転免許証
 - ・軽自動車税納税通知書
 - ・印鑑
- 申請する期間
 - ・軽自動車税納税通知書が届いてから(5月12日発送)、軽自動車税納期限5月31日(月)までに申請してください。
- その他
 - ・申請期間を過ぎると、減免を受けることができません。
 - ・減免の対象は、普通自動車等を含めて1人1台です。

※構造が身障者の利用に供するための車(車いす移動車)や公益のために直接専用する車も減免の対象になります。

※該当要件や詳細はお問い合わせください。

●申請に必要なもの

●申請する期間

●その他

●申請期間を過ぎると、減免を受けることができません。

●減免の対象は、普通自動車等を含めて1人1台です。

●普通自動車については、大田原県税事務所(TEL 23・4172)にお問い合わせください。

●申請窓口・問い合わせ
税務課税制係
TEL (23) 8785
湯津上支所総合窓口課
TEL (98) 2111
黒羽支所観光経済課
TEL (54) 1114

酒類販売管理協力員募集

●活動内容 酒類小売販売場(スーパー、コンビニエンスストア、小売酒販店など)で買い物などをする機会を利用して、未成年者飲酒防止に関する表示や店頭価格の状況を確認し、その内容を所定の用紙に記載して所轄税務署へ提出。

●応募方法、募集期間など詳しくは、国税庁ホームページを参照
http://www.nta.go.jp

●問い合わせ
宇都宮税務署 酒類指導官
TEL 028(621)2249

産業

農業者・農民生産組織などの皆様へ 市単独補助金の案内

市では、農業における園芸振興、産地育成のために、市単独補助金として購入費や資材費を補助するさまざま

さまざまな事業を行っています。平成22年度において該当する事業を予定している農業者・農民生産組織などの皆様は、ぜひご利用ください。

●事業内容 左表のとおり
●申請について 施設や機械を導入する3か月前までに農政課まで相談にお越しください。

【市単独補助金一覧】

事業名	事業内容	補助内容	補助対象
保冷库導入事業	園芸用保冷库(1.5坪以上) 購入費補助	3分の1以内(12万円上限)	個人生産組織など
園芸拡大支援事業	園芸用パイプハウス資材費補助 330～1,000㎡	3分の1以内(1㎡あたりの上限有)	個人生産組織など
営農集団共同利用機械導入事業	共同利用施設・機械購入費補助	4分の1以内(50万円上限)	生産組織など
アスパラガス生産拡大支援事業	アスパラガス種子および苗購入費補助(10a以上作付)	3分の1以内	個人生産組織など

●問い合わせ
農政課農産園芸係
TEL (23) 8292